

いわて平泉農業協同組合の通所介護サービスについて(重要事項説明)

1. 事業者

いわて平泉農業協同組合（本店住所） 岩手県一関市竹山町7番1号

2. 事業目的と運営方針

(目的)

介護が必要と認定されたご利用者のケアプランに基づき、当事業所の介護職員等による通所介護サービスを実施します。介護職員等は、介護が必要と認定されたご利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護サービスを通じて援助を行います。

(方針)

- ご利用者に喜ばれ、一人ひとりを大切にするサービスを提供します。
- 人間らしく生きることを大切にするサービスを提供します。
- ご利用者本位のサービスを提供します。
- 目配り、気配りを忘れず笑顔あふれるサービスを提供します。

3. サービス提供事業(ご利用事業者)

通所介護	事業所名	JAいわて平泉デイサービスセンターいわいの丘		
	介護保険事業者番号	0370901514		
	住所	岩手県一関市千厩町千厩字境田153-12		
	管理者・連絡電話番号	加藤 真由美	TEL0191-52-5668	
	サービス提供地域	一関市		

4. 事業所の職員体制

職 種	人 員	従事内容・資格
管理者(兼務含む)	1名(常勤1名、非常勤 名)	介護福祉士
生活相談員(兼務含む)	3名(常勤3名、非常勤 名)	社会福祉主事・介護福祉士
看護職員	3名(常勤1名、非常勤2名)	看護師・准看護師
介護職員(兼務含む)	10名(常勤10名、非常勤 名)	介護福祉士・介護職員初任者研修
機能訓練指導員(兼務)	2名(常勤1名、非常勤1名)	看護職員が兼務
事務員	1名(常勤1名、非常勤 名)	

5. 営業日・営業時間

営業時間/受付時間	月曜日～土曜日 8:30～17:00
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9:30～15:45

但し、12月31日から1月3日は除く

6. 利用定員 35名

7. サービス利用基本料金および利用者負担

(1) 通所介護利用料(単位:円) 1日(6時間以上～7時間未満)につき

	介護保険対象			対象外	合計
	基本料金	入浴	サービス提供体制強化	食費	
要介護1	584円	40円	22円	700円	1,346円
要介護2	689円				1,451円
要介護3	796円				1,558円
要介護4	901円				1,663円
要介護5	1,008円				1,770円

加算	認知症加算	60円/日	認知症高齢者生活自立度Ⅲ以上に該当する方
	科学的介護推進体制加算	40円/月	
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護保険対象合計金額の9.2%	
	中重度者ケア体制加算	45円/日	※令和7年3月より休止中 要件が整い次第再開

減算	送迎を行なわない場合	基本料金より片道47円減額
----	------------	---------------

※ この他に、オムツ、趣味活動(希望者のみ)材料費等は実費となります。

(2) サービス提供地域外の場合の交通費

通常の事業の実施範囲を超えて行う場合の交通費は次の金額を徴収します。

20Km未満	500円/回
30Km未満	750円/回
30Km以上	1000円/回

(3) 介護保険給付限度額超過の場合

介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。

(4) 利用者負担金等の支払い

月末締切りとし、原則として、契約者(または代理人)名義のJAいわて平泉貯金口座(振替依頼書に基づく)より翌月20日(20日が休日の場合は翌営業日とする)振替処理をさせていただきます。但し、JAいわて平泉の貯金口座がない場合、上記名義同様の他の金融機関口座(口座振替依頼書に基づく)で振替処理することも可能とします。その際の口座振替は翌月23日(23日が休日の場合は翌営業日)の処理になります。また、現金支払(集金)の場合は翌月末日(休日の場合は直前の営業日)までの入金とします。

やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者支払い、利用者はその後市町村から保険給付分(9割)を受けとることになります。

8. キャンセル料

1、利用者がサービス利用の中止をする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。連絡先(電話番号)0191-52-5668

2、利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日または当日のキャンセルは、次のキャンセル料をいただくことになりますのでご了承ください。

(但し、利用者の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)

3、キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	かかりません	
サービス利用日の前日まで	利用者負担の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担の100%	

9. 通所介護計画の作成とサービス記録

- 1、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- 2、事業者は、通所介護計画の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の同意を得て必要に応じて計画の作成を行います。

10. 秘密保持

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

11. 通所介護従業者の資質の向上

- 1、事業者は、従業者の資質向上を図るため従業者の形態や業務体制に合わせて必要な研修を随時行います。
- 2、事業者は、医療・福祉関係の資格を有さない通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

12. 衛生管理

- 1、事業所の施設、食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理を行います。
- 2、感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 虐待防止に関する事項

- 1、事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知徹底を図ります。また、指針の整備や担当者を定め、研修を定期的実施します。
- 2、事業者は、サービス提供中に、従業者又は利用者家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町及び関係機関に通報します。

14. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

15. 業務継続計画の策定

- 1、事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2、事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 地域との連携等

事業者は、その事業の運営に当たって地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

17. ハラスメントの防止対策

事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。

18. 留意事項

- (1) サービス利用中に気分が悪くなった場合には、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 事業所内での金銭や飲食物の受け渡しはご遠慮願います。
- (3) 従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、收受できません。
- (4) 他のご利用者や従業者に対して迷惑となる行為(暴力・暴言・セクハラ行為等)がある場合には、ご利用をお断りすることがございます。

19. 事故発生時の対応

- 1、サービス提供により事故が発生した場合は、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の発生状況や事故に際してとった処置については記録し賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

主治医 (かかりつけ 医)	病院名			
	主治医氏名			
	連絡先 (電話番号)			
ご家族 (ご親族)	氏名		続柄	
	連絡先 (電話番号)			

20. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

JAIわて平泉デイサービスセンター いわいの丘相談窓口	TEL 0191-52-5668	対応者 加藤 真由美 千葉 友衣
介護支援専門員 居宅介護支援事業所	TEL	対応者
一関地区広域行政組合 介護保険担当課	TEL	
岩手県国民健康保険団体連合会	TEL 0196-23-4321	

令和 年 月 日

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書に説明を受けました。
このことにより、通所介護サービスの提供開始について同意します。

利 用 者 住 所 一関市
氏 名 印

代 理 人 住 所 一関市
氏 名 印
(利用者との続柄:)

説 明 者 JAいわて平泉デイサービスセンターいわいの丘
生活相談員
氏 名 _____ 印